

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口・支援の情報

市民生活の支援や、雇用の助成・事業継続に関する支援の情報です。

制度内容は変更になる場合がありますので、詳細は問合せ先へご確認ください。

お問い合わせや申請手続は、感染拡大防止のため、電話、FAX、郵送などをご利用ください。

(作成) 佐野市政策調整課 感染症対策総合調整担当

電話 20-3000 FAX 21-5120

※ 太字は、市独自の事業です。		対象となる方		市が窓口となるもの
		市民の皆さん	事業所・事業主の方	
感染症の検診や感染予防の相談窓口				
1	栃木県新型コロナウイルスコールセンター、聴覚障がいなどのある方の相談窓口			
2	厚生労働省の電話相談窓口			
3	佐野市感染症対策室			★
税・料金などの支払い猶予に関するもの				
4	税・料金などの支払いの猶予	○	○	★
5	法人市民税の申告期限・納付期限の延長		○	★
市民生活の支援に関するもの				
6	特別定額給付金	○		★
7	子育て世帯への臨時特別給付金等（国、市）	○		★
追加4	ひとり親世帯臨時特別給付金等（国、市）、 基本給付の再支給あり	○		★
8	市立学校の休業中の学習支援・教育相談	○		★
追加5	就学援助制度（感染症により家計が急変した方向け）	○		★
9	保育料の日割り還付	○		
10	妊婦へのマスクの配布	○		★
11	傷病手当金（国民健康保険、後期高齢者医療）	○		★
12	住居確保給付金（家賃）	○		
13	緊急小口資金	○		
14	総合支援資金	○		
15	栃木県勤労者生活資金	○		
追加2	学生支援緊急給付金	○		
追加6	県民一家族一旅行の推進（宿泊料金割引など）	○		
追加19	任意インフルエンザ予防接種費用の一部助成	○		
追加20	法定外高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成	○		
追加21	赤ちゃん応援給付金	○		★

雇用の助成や事業継続に関するもの

No.	名称	市民の 皆さん	事業所・ 事業主の方	市が窓口 となるもの
追加7	事業者向け特設窓口の開設		○	★
16	持続化給付金		○	
追加1	新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金		○	★
17	事業所等新型コロナウイルス感染症予防対策費補助金 (生活必需品の対面販売事業所が行う感染予防対策への補助)		○	★
追加8	新しい生活様式定着支援補助金 (生活必需品以外の事業所が行う感染予防対策への補助)		○	★
18	佐野市緊急景気対策資金		○	★
19	飲食店などのテイクアウトの支援 「さのまるテイクアウトプロジェクト」	○	○	★
追加9	飲食店応援プレミアム付食事券の販売	○	○	
20	医療機関などへのマスクの配布		○	★
21	セーフティネット保証4号の認定		○	★
22	セーフティネット保証5号の認定		○	★
23	危機関連保証制度		○	★
24	小規模事業者持続化補助金（一般型・コロナ特別対応型） にかかる新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少 の証明書の発行		○	★
追加10	新業態開拓支援補助金 (小規模事業者持続化補助金などへの上乗せ)		○	★
追加11	小規模事業者持続化補助金		○	
追加12	ものづくり補助金		○	
追加13	I T 導入補助金		○	
追加14	栃木県地域企業再起支援事業費補助金 (新型コロナウイルス感染症対策支援補助金)		○	
25	雇用調整助成金の特例措置		○	
26	小学校休業等対応助成金		○	
27	小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	○		

雇用の助成や事業継続に関するもの

No.	名称	市民の 皆さん	事業所・ 事業主の方	市が窓口 となるもの
28	働き方改革推進支援助成金 (新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)		○	
29	働き方改革推進支援助成金 (職場意識改善特例コース)		○	
30	感染拡大防止協力金		○	
31	新型コロナウイルス感染症特別貸付		○	
32	新型コロナウイルス対策マル経融資		○	
33	商工中金による危機対応融資		○	
34	特別利子補給制度 (実質無利子)		○	
35	県制度融資「経営安定資金 (新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金)」		○	
36	県制度融資「経営安定資金 (新型コロナウイルス感染症緊急対策資金)」		○	
追加3	NHK 放送受信料の免除		○	
追加15	【農業者向け】高収益作物次期作支援交付金		○	
追加16	家賃支援給付金		○	
追加17	とちぎ応援プレミアムチケット	○	○	
追加18	新型コロナウイルス感染症予防対策を講じたPRイベント事業費補助金		○	★
追加22	プレミアム付商品券の販売	○	○	
追加23	新しい働き方環境整備費補助金		○	★
追加24	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	○		
追加25	保育所等の消毒費用補助金		○	★
追加26	私立学校の消毒費用補助金		○	★

感染症の検診や感染予防の相談窓口

No.	名称・問合せ先など
1	<p>▼栃木県新型コロナウイルスコールセンター 電話 0570-052-092 県民からの新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染の予防に関すること、発熱などの症状が出たときの対応などについて 【受付時間】24時間（土日祝日含む）</p> <p>▼聴覚障がいなどのある方の相談窓口 FAXで症状や心配事をご相談いただけます。 FAX 028-623-3052（平日）／FAX 028-623-2527（夜間・休日）</p>
2	<p>▼厚生労働省の電話相談窓口 電話 0120-565653（フリーダイヤル） 新型コロナウイルス感染症に関する一般的なお問い合わせ 【受付時間】午前9時～午後9時（土日祝日含む）</p>
3	<p>▼佐野市感染症対策室 電話 25-8131 FAX 20-3032 佐野市の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、まん延防止の対策について 【受付時間】午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）</p>

税・料金などの支払い猶予に関するもの

【No.】★市が窓口となるもの 【対象者】①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
4 ★	税・料金などの 支払いの猶予	① ②	<p>感染症の影響により、収入が大幅に減少した等の事情により一時的にお支払いが困難になった場合、支払い猶予についてご相談いただけます。</p> <p>▼市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税＝ 収納課 電話 20-3010 FAX 21-2223</p> <p>▼介護保険料＝介護保険課 電話 20-3022 FAX 21-3254</p> <p>▼後期高齢者医療保険料＝ いきいき高齢課 電話 20-3021 FAX 21-3254</p> <p>▼水道料金、下水道使用料＝ 佐野市水道お客さまセンター 電話 22-1696 FAX 23-2747</p> <p>▼公営住宅使用料＝ 佐野市営住宅等管理事務所（株）ハルプ・エンタープライズ 電話 21-6006 FAX 22-0077</p> <p>▼県税＝安足県税事務所 電話 23-1411</p> <p>▼国税＝佐野税務署 電話 22-4366</p> <p>▼電気・ガス料金＝ご契約先へご確認ください。</p>	
5 ★	法人市民税の申告 期限・納付期限の延長	②	<p>感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことで期限の延長が認められます。</p>	市民税課 電話 20-3008 FAX 21-2223

市民生活の支援に関するもの

【No.】★市が窓口となるもの 【対象者】①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
6 ★	特別定額給付金 ※ 事業終了	①	<p>▼対象者＝令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されているすべての方</p> <p>▼給付額＝1人につき10万円</p> <p>▼申請できる方＝世帯主</p> <p>▼申請方法＝送付した申請書に必要事項を記入して、本人確認書類と振込先口座の確認書類の写しを添付して郵便にてご返送ください。マイナンバーカードをお持ちの方（世帯主）は、オンライン申請ができます。</p> <p>▼申請期限＝令和2年8月12日（水）まで</p> <p>▼給付日＝申請書の提出後、10日ほどで口座へ振り込みます。</p>	佐野市特別定額給付金担当 電話 25-8530 FAX 21-5120
7 ★	子育て世帯への臨時特別給付金等	①	<p>▼対象者＝児童手当の受給者（令和2年3月31日現在で市内に住所を有する0歳から中学生までの児童手当を受けている方）。特例給付の方は対象外となります。</p> <p>▼給付額＝対象児童1人につき2万円（佐野市1万円、国1万円）</p> <p>▼申請方法＝申請は不要です（市から案内の通知を送付します。）。公務員の方は所属庁の証明を受けたうえで市に申請してください。</p> <p>▼給付日＝令和2年6月29日（月）に口座へ振り込み予定（公務員の方は申請書提出後、随時口座へ振り込み予定）</p>	こども課 電話 20-3023 FAX 24-2708
追加 4 ★	ひとり親世帯臨時特別給付金等（基本給付の再支給あり）	①	<p>▼対象者＝①児童扶養手当の受給世帯および②児童扶養手当を受給していないひとり親世帯（感染症の影響で家計が急変し、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方）</p> <p>▼給付額＝児童1人につき5万円（第2子以降は1人3万円ずつ加算）</p> <p>※対象者①の世帯で、感染症の影響により収入が大きく減少した場合、上記の支給に加えて1世帯につき5万円と児童1人につき1万円（市独自の上乗せ）を支給します。</p> <p>※詳細が決まり次第、①の世帯へ通知します。</p> <p>②に該当する方は8月以降にご相談ください。</p> <p>※基本給付を受給された方には、再支給分も支給します。</p>	こども課 電話 20-3023 FAX 24-2708

市民生活の支援に関するもの 【No.】★市が窓口のもの 【対象者】①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
8 ★	市立学校の 学習支援・教育相談	①	<p>教育委員会で作成した動画や自習のための教材を配信するなど、児童生徒の学習を支援します。</p> <p>児童生徒は、自宅のパソコン、タブレット、スマートフォンで学習できます。(インターネット環境などにより自宅でパソコンなどが利用できない場合には、希望により教育センターを利用できます。)</p> <p>動画や教材の配信などは、メールで連絡します。</p> <p>※学校や家庭での困りごとについてもお気軽にご相談ください。</p>	<p>教育センター 電話 20-3108 FAX 20-3110</p>
追加 5 ★	就学援助制度 (感染症により家計 が急変した方向け)	①	<p>市では、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費などを支援する、就学援助を行っています。</p> <p>感染症の影響で収入が減額になった、または離職、解雇などにより就学が困難になった小中学生のいる保護者に対し、急変した家計の状況を考慮して審査を行い、年間の推定所得が就学援助の認定基準以下の場合に学校を通して支給を行います。</p>	<p>学校教育課 電話 20-3107 FAX 20-3032</p>
9	保育料の日割り還 付	①	<p>市からの家庭保育要請期間中に協力した場合または臨時休園などになった場合に、その月内に保育園などに出席した日数をもとに保育料を日割り計算し、一旦納入していただいた保育料から差し引いた金額を還付します。</p> <p>※0歳から2歳児クラスの園児が対象です。</p>	<p>保育課 電話 20-3038 FAX 24-2708</p>
10 ★	妊婦へのマスクの配 布	①	<p>妊娠中の方は、令和2年5月20日頃から順次各家庭へお送りします。</p> <p>その後は、妊娠届出時に配布します。</p>	<p>健康増進課 電話 24-5770 FAX 20-3032</p>

市民生活の支援に関するもの 【No.】 ★市が窓口のもの 【対象者】 ①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
11 ★	傷病手当金 (国民健康保険) (後期高齢者医療)	①	<p>▼対象者＝佐野市の国民健康保険または栃木県の後期高齢者医療に加入している被保険者（給与などの支払いを受けている方）で、新型コロナウイルスに感染した方、または発熱などの症状があり、当該感染症の感染が疑われる方</p> <p>▼給付額＝直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2の額を日数分</p> <p>▼給付期間＝労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から労務に服することができない期間（給与などを受けることができる期間は除く）</p> <p>▼申請方法＝申請書、医療機関や事業主の証明の提出が必要です。</p> <p>▼給付方法＝申請書の提出後、審査を行い口座へ振り込みます。</p>	<p>【国民健康保険】 医療保険課 電話 20-3024 FAX 24-2708</p> <p>【後期高齢者医療】 いきいき高齢課 電話 20-3021 FAX 21-3254</p>
12	住居確保給付金（家賃）	①	<p>▼対象者＝離職・廃業から2年以内の方、または休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある方に、家賃相当額を支給します。</p> <p>▼受給要件＝収入、資産、求職活動などの要件があります。詳しくはお問い合わせください。</p> <p>▼給付額＝32,200円～（世帯の人数に応じた家賃相当額）</p> <p>▼申請方法＝要予約。条件により添付書類などが異なるため、事前の電話予約でお問い合わせください。</p> <p>▼給付期間＝原則3カ月（最長12カ月※）</p> <p>※ 令和2年度中に新規申請し、受給を開始した人に限ります。</p>	<p>（福）佐野市社会福祉協議会 電話 22-8113 FAX 22-8149</p>

市民生活の支援に関するもの 【No.】 ★市が窓口のもの 【対象者】 ①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
13	緊急小口資金	①	休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、10万円以内（特別な場合は20万円以内）の貸し付けを行います。	（福）佐野市社会福祉協議会 電話 22-8126 FAX 22-8149
14	総合支援資金	①	収入の減少や失業などにより、日常生活の維持が困難となった場合に、2人以上の世帯に月20万円以内（単身世帯は15万円以内）の貸し付けを行います。	
15	栃木県勤労者生活資金	①	勤務年数が1年以上となる県内に居住する勤労者や、失業者で要件を満たす方へ、生活資金の貸し付けを行います。	中央労働金庫佐野支店 電話 24-8185 足利労政事務所 電話0284-41-1241
追加 2	学生支援緊急給付金	①	家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っている学生等で、感染症の影響による収入の減少により、経済的に修学の継続が困難になった方に対して支給されます。 ▼対象学生＝国公立大学（大学院含む）・短大・高専・専門学校（日本語教育機関を含む） ※留学生を含む ▼給付額＝住民税非課税世帯の学生：20万円 上記以外の学生：10万円 ▼申請先＝各大学等 ※申請締切日を在学期にご確認ください。	各大学等

No.	名称	対象	概要	問合せ先
追加 6	県民一家族一旅行の 推進 (宿泊料金割引など)	①	<p>令和2年6月16日から10月31日の期間、 栃木県民の県内旅行に対する宿泊料金の割引 や有料道路の無料化を行います。</p> <p>①宿泊料金の割引について</p> <p>▼割引額＝1人6,000円以上の宿泊で、1人につき1泊3,000円～5,000円</p> <p>▼宿泊予約サイトからの申込＝じゃらんnet、 JTB(るるぶトラベル含むwebのみ)、楽天トラベル</p> <p>▼県内旅行会社への申込＝県公式観光HP「とちぎ旅ネット」掲載</p> <p>※県民1人につき2泊までが割引対象です。 ※割引期間は販売会社などにより異なります。 ※売切れなどで早期終了する場合があります。</p> <p>②有料道路の無料化について</p> <p>▼対象路線＝</p> <p>日塩有料道路(もみじライン、龍王峡ライン) 鬼怒川有料道路(シルクウェイ) 宇都宮鹿沼道路(さつきロード) 日光宇都宮道路(日光道)</p> <p>▼実施期間＝令和2年6月16日(火)～10月31日(土)のうち、繁忙期を除く土日祝日</p> <p>※繁忙期 8月8日～16日、9月19日～22日、 10月17日～31日</p>	<p>【宿泊割引】 県民一家族一旅行事務局 (株式会社JTB宇都宮支店内) 電話028-341-6174</p> <p>【道路無料化】 栃木県道路公社 電話0288-32-2325</p>

No.	名称	対象	概要	問合せ先
追加 19	任意インフルエンザ 予防接種費用の一部 助成	①	<p>乳幼児・児童生徒、妊婦の任意インフルエンザ予防接種の費用の一部を助成します。</p> <p>▼対象者＝①生後 6 か月～中学 3 年生相当年齢の乳幼児・児童生徒、②接種時点で妊娠届出をしている妊婦の方</p> <p>▼助成期間＝令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 2 月 28 日</p> <p>▼助成金額＝1 回 2,000 円</p> <p>※市内の協力医療機関以外で接種を希望する場合は、事前の申請が必要になりますので、早めに問合せ先へご連絡ください。事前申請せずに接種した場合は、助成されませんのでご注意ください。</p>	健康増進課 電話 24-5770 FAX 20-3032
追加 20	法定外高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成	①	<p>「法定外」高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成します。</p> <p>▼対象者＝①昭和 30 年 4 月 1 日以前生まれで、過去に肺炎球菌ワクチン（23 価ワクチン）を接種したことの無い方、 ②令和 2 年度、定期予防接種対象（年度内に 65・70・75・80・85・90・95・100 歳になる方）以外の方</p> <p>▼助成期間＝令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 2 月 28 日</p> <p>▼自己負担額＝4,000 円</p> <p>※市内の協力医療機関以外で接種を希望する場合は、事前の申請が必要になりますので、早めに問合せ先へご連絡ください。事前申請せずに接種した場合は、助成されませんのでご注意ください。</p>	健康増進課 電話 24-5770 FAX 20-3032

市民生活の支援に関するもの 【No.】 ★市が窓口のもの 【対象者】 ①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
追加 21 ★	赤ちゃん応援給付金	①	<p>新生児を養育する世帯の経済的支援のため、児童1人につき5万円の赤ちゃん応援給付金を支給します。</p> <p>▼対象児童＝令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生し、佐野市に出生後最初の住民登録をした児童</p> <p>▼支給対象者＝令和2年4月27日から申請日まで佐野市に住民登録をしている対象児童の養育者</p> <p>▼申請方法＝対象となる方へ申請書を郵送します。</p>	<p>政策調整課 電話 20-3000 FAX 21-5120</p>

雇用の助成や事業継続に関するもの

【No.】★市が窓口となるもの 【対象者】①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
追加 7 ★	事業者向け特設窓口 の開設	②	事業継続支援金、予防対策費補助金、新しい生活様式定着支援補助金、さのまるテイクアウト、新業態開拓支援補助金などの市補助金について、相談・申請の受付を行っています。 ▼会場＝市役所3階 産業立市推進課	事業者支援特設 窓口 電話 20-3040
16	持続化給付金	②	感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者（中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者など）に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。	持続化給付金事業 コールセンター 電話0120-115-570
追加 1 ★	新型コロナウイルス 感染症対策事業継続 支援金	②	国の持続化給付金に加え、市独自の給付金を支給します。 ▼対象者＝市内に事業所のある個人・法人 ▼給付上限額＝個人：10万円、法人：20万円 ▼申請方法＝国の持続化給付金に給付通知の写し等を添付してください。 ▼申請期限＝国の給付通知を受けた日から6カ月以内 ▼給付方法＝申請書の提出後、審査を行い口座へ振り込みます。	産業立市推進課 電話 20-3040 FAX 20-3029
17 ★	事業所等新型コロナウイルス 感染症予防 対策費補助金 (生活必需品の対面販売事業所が行う感染 予防対策への補助)	②	▼対象の業種＝食料品売場、コンビニエンスストア、百貨店（生活必需品売場）、スーパーマーケット、農産物直売所、ホームセンター（生活必需品売場）、ショッピングモール（生活必需品売場）、これらに類する事業所など ※生活必需品の対面販売を行っている事業所が対象です。 ▼補助対象＝令和2年5月31日までに行った感染症予防対策 ▼補助額＝個人：5万円、法人：10万円 ▼申請方法＝申請書に予防対策が分かる写真を添付してください。 ▼申請期限＝予防対策を行った日から6カ月以内 ▼補助方法＝申請書の提出後、口座へ振り込みます。	

雇用の助成や事業継続に関するもの 【No.】★市が窓口のもの 【対象者】①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
追加 8 ★	新しい生活様式定着 支援補助金 (生活必需品の対面 販売 <u>以外</u> の事業所が 行う感染予防対策へ の補助)	②	▼対象の業種＝小売業、宿泊業、旅行業などの 対面での接客を伴う事業所 ※予防対策費補助金 (No.17) との併用はでき ません。 ▼補助額＝個人：2万円、法人：5万円 ▼申請方法＝申請書に予防対策が分かる写真等 を添付してください。 ▼申請期限＝令和3年3月31日(水)まで ▼補助方法＝申請書の提出後、口座へ振り込み ます。	産業立市推進課 電話 20-3040 FAX 20-3029
18 ★	佐野市緊急景気対策 資金	②	▼融資対象＝市内に居住し、市内に事業所を有 する中小企業者(要件があります。) ▼資金使途＝運転資金 ▼融資限度額＝500万円 ▼融資期間＝7年以内(うち措置期間1年以内) ▼融資利率＝5年以内：1.0%、7年以内：1.2% ▼信用保証＝栃木県信用保証協会の保証付 ▼補助＝返済利子と信用保証料を市が全額補助 ▼申込窓口＝足利銀行、群馬銀行、栃木銀行、 東和銀行および栃木信用金庫の市内の各支 店、佐野信用金庫の市内の各本支店	
19 ★	飲食店などのテイク アウトの支援 「さのまるテイクア ウトプロジェクト」	① ②	▼対象者＝佐野市内で営業する飲食店 ▼事業内容＝テイクアウトできる店舗などを集 約したホームページの作成、のぼり旗やポス ターなどの設置、シールキャンペーンの実施 ▼申込方法＝さのまるテイクアウトのホームペ ージにある新規受付フォームに入力して送信 してください。	
追加 9	飲食店応援プレミア ム付食事券の販売	① ②	1セット15,000円(1,000円×15枚つづり) の食事券を10,000円で販売します。 ▼購入方法＝往復はがきにてご応募いただき、 抽選により購入者を決定します。 ▼応募期間＝令和2年7月1日(水)から7月 13日(月) ※詳しくは、広報さの7月号の折りこみチラシ またはHPにてご確認ください。 ※食事券取扱店舗は、佐野商工会議所にて募 集中です。	佐野商工会議所 電話 22-5511 FAX 22-5517 産業立市推進課 電話 20-3040 FAX 20-3029

雇用の助成や事業継続に関するもの 【No.】★市が窓口のもの 【対象者】①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
20 ★	医療機関などへのマ スクの配布	②	医療機関や介護関連施設などに順次配布して います。	感染症対策室 電話 25-8131 FAX 20-3032
21 ★	セーフティネット保 証4号の認定	②	自然災害などの突発的事由（噴火、地震、台 風など）により経営の安定に支障を生じている 中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、 信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保 証を行います。 ▼手続方法＝佐野市産業立市推進課へ必要書類 を提出（金融機関による代理申請も可能）し、 認定を受けた後、認定書を金融機関へ持参し 信用保証付き融資の申し込みを行ってくださ い。	産業立市推進課 電話 20-3040 FAX 20-3029
22 ★	セーフティネット保 証5号の認定	②	業況の悪化している業種に属することによ り、経営の安定に支障が生じている中小企業者 への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協 会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を 行います。 ▼手続方法＝佐野市産業立市推進課へ必要書類 を提出（金融機関による代理申請も可能）し、 認定を受けた後、認定書を金融機関へ持参し 信用保証付き融資の申し込みを行ってくださ い。	
23 ★	危機関連保証制度	②	信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円） およびセーフティネット保証の保証限度額（2.8 億円）とは別枠（2.8億円）で保証を行う制度で す。 ▼手続方法＝佐野市産業立市推進課へ必要書類 を提出（金融機関による代理申請も可能）し、 認定を受けた後、認定書を金融機関へ持参し 信用保証付き融資の申し込みを行ってくださ い。	

雇用の助成や事業継続に関するもの 【No.】★市が窓口のもの 【対象者】①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
24 ★	小規模事業者持続化補助金（一般型・コロナ特別対応型）にかかる新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の証明書の発行	②	国が実施する小規模事業者持続化補助金（一般型・コロナ特別対応型）において、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対し、売上減少の証明書を発行しています。	産業立市推進課 電話 20-3040 FAX 20-3029
追加 10 ★	新業態開拓支援補助金 （国・県の補助金へ上乘せ）	②	<p>国・県の補助金を受ける事業者に対して、国・県の補助を超える部分の支援を行います。</p> <p>▼国・県の補助＝小規模事業者持続化補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金、栃木県地域企業再起支援事業費補助金</p> <p>▼対象者＝市内に事業所があり、国・県の補助金申請を行う個人・法人</p> <p>▼補助額＝国・県の補助金の自己負担に相当する額。※ただし、個人・法人一律30万円を上限とします。</p> <p>▼申請方法＝申請書に国・県の補助金申請書類の写し等を添付してください。</p> <p>▼申請期限＝国・県の決定通知を受けた日から1カ月以内</p> <p>▼補助方法＝対象事業の完了後に交付請求書を提出いただき、指定口座に振込みます。</p>	
追加 11	小規模事業者持続化補助金	②	<p>小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓などの取組を支援します。</p> <p>※補助額＝50万～100万円</p>	<p>日本商工会議所 （一般型） 電話03-6447-2389 （コロナ特別対応型） 電話03-6447-5485</p> <p>栃木県商工会連 合会（一般型・コ ロナ特別対応型） 電話028-637-3731</p>
追加 12	ものづくり補助金 （ものづくり・商業・サービス補助金）	②	<p>新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資などを支援します。</p> <p>※補助額＝50万～1,000万円</p>	ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話050-8880-4053

雇用の助成や事業継続に関するもの 【No.】★市が窓口のもの 【対象者】①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
追加 13	IT導入補助金 (サービス等生産性 向上IT導入補助金)	②	ITツール導入による業務効率化などを支援 します。 ※補助額=30万~450万円	一般社団法人サ ービスデザイン 推進協議会 電話0570-666-424
追加 14	栃木県地域企業再起 支援事業費補助金 (新型コロナウイルス 感染症対策支援補 助金)	②	中小企業・小規模事業者が行う事業継続・再 起に要する費用の一部を補助します。 ※補助額=100万~1,000万円	新型コロナウイルス 感染症対策 支援補助金受付 センター 電話 028-637-1601 FAX 028-637-1602
25	雇用調整助成金の特 例措置	②	事業主が、労働者(雇用保険被保険者でない 労働者も含む)の雇用維持を図るために支払っ た休業手当に要した費用の一部を助成します。 ※対象労働者1人1日当たり15,000円が上限 ※国の方針により上限額が変更になりました。	ハローワーク佐野 電話 22-6260
26	小学校休業等対応助 成金	②	小学校などが臨時休業した場合などに、保護 者休職による所得減少に対応するため、令和2 年2月27日から9月30日までの間に、年次有 給休暇とは別途の有給休暇を取得させた事業主 に対して助成します。 ※支給限度8,330円/日額 ※支給限度15,000円/日額(4/1以降分) ※対象期間と上限額が変更になりました。	学校等休業助成 金・支援金、雇用 調整助成金コー ルセンター 電話0120-60-3999
27	小学校休業等対応支 援金(委託を受けて 個人で仕事をする方 向け)	①	小学校などの臨時休業などに伴い、令和2年 2月27日から9月30日までの間で、子どもの 世話をを行うために、契約した仕事ができなくな った個人で仕事をする保護者に対し、支援金を 支給します。 ※支援額4,100円/日額(定額) ※支援額7,500円/日額(定額・4/1以降分)	

雇用の助成や事業継続に関するもの 【No.】★市が窓口のもの 【対象者】①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
28	働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）	②	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを導入する中小企業事業主などに対して、テレワーク設備導入にかかる経費について助成します。	テレワーク相談センター 電話0120-91-6479
29	働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）	②	特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。	栃木労働局 電話028-633-2795
30	感染拡大防止協力金	②	感染拡大防止のため、県の実請・協力依頼に応じて、要請期間の休業に協力頂いた対象事業者に協力金を支給します。 ▼支給額＝1事業者最大30万円 ▼受付期間＝令和2年5月7日（木）から6月30日（火）まで	新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター 電話028-680-7145
31	新型コロナウイルス感染症特別貸付	②	感染症の影響による一時的な業況悪化により、最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者などへの貸し付けを行います。 ※業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合も利用できます。 ▼融資限度額（別枠）＝中小事業6億円、国民事業8,000万円	日本政策金融公庫 【平日】 電話0120-154-505 【土日・祝日】 （国民） 電話0120-112476 （中小） 電話0120-327790
32	新型コロナウイルス対策マル経融資	②	最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者へ、通常の融資額と別枠で1,000万円までの融資を行います。 ※商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所などの長の推薦が必要となります。	日本政策金融公庫 佐野支店 電話22-3011

雇用の助成や事業継続に関するもの 【No.】★市が窓口のもの 【対象者】①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
33	商工中金による危機対応融資	②	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な業況悪化により、最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者などへ融資を行います。</p> <p>※業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合も利用できます。</p> <p>▼融資限度額＝6億円</p>	<p>商工組合中央金庫相談窓口 電話0120-542-711</p>
34	特別利子補給制度（実質無利子）	②	<p>日本政策金融公庫などの「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」もしくは商工中金などによる「危機対応融資」により借入を行った中小企業者などのうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。公庫などの既往債務の借換も実質無利子化の対象。</p> <p>※利子補給の申請方法など具体的な手続きについては、詳細が固まり次第、中小企業庁HPなどで公表される予定です。</p>	<p>中小企業基盤整備機構 電話 0570-060515</p>
35	県制度融資「経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金）」	②	<p>感染症の拡大による影響で売上高などが減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた中小企業へ、経営の安定に必要な運転資金、設備資金および借換資金として限度額4,000万円の実質無利子・無担保融資を行います。</p>	<p>栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 電話028-623-3181</p>
36	県制度融資「経営安定資金（新型コロナウイルス感染症緊急対策資金）」	②	<p>感染症の影響を受けて、最近1カ月の売上高などが前年同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2カ月を含む3カ月間の売上高などが3%以上減少する見込みである方へ、新型コロナウイルス感染症の影響による経営不安を防止するための運転資金及び設備資金として、限度額8,000万円の融資を行います。</p>	

雇用の助成や事業継続に関するもの 【No.】★市が窓口のもの 【対象者】①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
追加 3	NHK 放送受信料の免除	②	<p>国の持続化給付金の給付決定を受けた場合、事業所など（住居以外）の放送受信料が、免除になる場合があります。</p> <p>詳しくは、NHK のホームページでご確認ください。</p>	<p>ご相談＝ 宇都宮放送局 （営業） 電話 028-634-0088</p>
追加 15	高収益作物次期作支援交付金	②	<p>感染症により市場価格の低迷や売上の減少などの影響を受けた野菜、花き、果樹、茶などの高収益作物について、次期作へ前向きに取り組む生産者を支援します。</p> <p>▼対象者＝令和 2 年 2 月～4 月までの間に出荷実績がある農業者または廃業などにより出荷できなかった農業者</p> <p>▼対象品目＝令和 2 年 2 月～4 月までに出荷実績のある野菜、果樹、花き、茶</p> <p>▼助成概要＝①需要に対応した生産への取組 2 つ以上の実施：5 万円／10a、 ②需要の促進への取組実施：2 万円／10a、 ③茶などの厳選した出荷への取組：1 人 1 日 2,200 円</p> <p>※各取組は定められた支援メニューから実施していただきます。</p> <p>▼申請期限＝令和 2 年 6 月末～7 月 10 日（金） （第 1 次申請期限）</p>	<p>栃木県安足農業振興事務所企画調整課 電話 23-1455</p> <p>J A 佐野 営農・支援課 電話 24-3420</p> <p>農政課 電話 20-3043 FAX 20-3029</p>
追加 16	家賃支援給付金	②	<p>5 月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金（法人最大 600 万円、個人最大 300 万円）を支給します。</p>	<p>家賃支援給付金 コールセンター 電話0120-653-930</p>

雇用の助成や事業継続に関するもの 【No.】★市が窓口のもの 【対象者】①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
追加 17	とちぎ応援プレミアムチケット	① ②	<p>1セット6,000円(500円×12枚つづり)の食事券を5,000円で販売します。</p> <p>▼利用期間(予定) =令和2年8月3日(月)~10月31日(土)</p> <p>▼販売期間(予定) =令和2年8月3日(月)~9月30日(水)</p> <p>▼販売窓口=栃木県内の郵便局(311か所)</p> <p>▼購入上限=お一人様2冊まで</p> <p>▼注意事項等=販売窓口で本人確認あり。 支払方法は現金のみ。</p>	<p>問合せ= とちぎ応援プレミアムチケット コールセンター 電話0285-32-6316</p> <p>販売窓口= 郵便局</p>
追加 18 ★	新型コロナウイルス感染症予防対策を講じたPRイベント事業費補助金	②	<p>感染症の予防対策を実施したうえで佐野市のPRのためにイベントを開催する団体に対して、感染予防対策の経費を含めたイベント開催にかかる経費を補助します。</p> <p>▼補助額=開催1回につき上限5万円まで</p> <p>▼対象期間=令和2年8月1日(土)から 令和3年3月31日(水)まで</p> <p>▼申請方法=申請書にイベント実施計画や予算書を添付してください。</p> <p>▼実施報告=イベントで実施した感染予防対策がわかる写真等を添付して、実施報告書を提出していただきます。</p>	<p>都市ブランド推進課 電話 27-3012 FAX 21-5120</p>
追加 22	プレミアム付商品券の販売	① ②	<p>1セット7,000円(1,000円×7枚つづり)の食事券を5,000円で販売します。</p> <p>▼購入方法=往復はがきにてご応募いただき、抽選により購入者を決定します。</p> <p>▼応募期間=令和2年9月28日(月)から10月23日(金)</p> <p>▼利用期間=令和2年11月2日(月)から令和3年3月31日(水)</p> <p>※詳しくは、広報さの10月号の折りこみチラシまたはHPにてご確認ください。</p> <p>※商品券取扱店舗は、実行委員会(商品券事務局)にて募集中です。</p>	<p>実行委員会(商品券事務局) 電話 0284-82-1176 FAX 0284-70-0307</p> <p>産業立市推進課 電話 20-3040 FAX 20-3029</p> <p>販売窓口= 市内の各郵便局</p>

雇用の助成や事業継続に関するもの 【No.】★市が窓口のもの 【対象者】①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
追加 23 ★	新しい働き方環境整備費補助金	②	<p>市内で新たに「サテライトオフィス」や「コワーキングスペース」を開設できるよう設備の改修やインターネット環境等の整備を行った事業者や空き物件の所有者などに、補助金を交付します。</p> <p>▼補助対象者＝①空き物件などを活用して佐野市内にサテライトオフィス等を開設する市外の企業 ②市内に所有する空き物件を改修しサテライトオフィス等として売買または賃貸借を行う個人または事業者</p> <p>▼補助対象経費＝空き物件などをサテライトオフィス化するために必要な改修費（インターネットや電話回線・電気配線工事費、照明・空調の整備費、パーテーションの設置費など）</p> <p>▼補助額＝補助対象経費の2/3 ※ ただし、上限100万円とします。</p> <p>▼申請方法＝申請書に見積書や契約書、物件所有者のわかる書類等の関係書類を添付してください。</p>	産業立市推進課 電話 20-3040 FAX 20-3029
追加 24	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	①	<p>感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により支援金・給付金を支給します。</p> <p>※休業前の1日当たり平均賃金額×80%(1日当たり上限11,000円)×休業実績</p>	コールセンター 電話0120-221-276
追加 25 ★	保育所等の消毒費用補助金	②	<p>新型コロナウイルスの感染者が確認された市内保育所等の施設において、除染消毒を専門業者に委託した場合に、その経費の一部を補助します。</p> <p>▼補助対象経費＝保育所等の施設及び設備の消毒委託に要する経費（専門業者の実施以外は対象となりません）</p> <p>▼補助額＝補助対象経費の1/2 ※ 消毒1回につき50万円を上限とします。</p> <p>▼申請方法＝申請書と委託費用の領収書の写しを提出してください。</p>	保育課 電話 20-3038 FAX 24-2708

雇用の助成や事業継続に関するもの 【No.】★市が窓口のもの 【対象者】①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

No.	名称	対象	概要	問合せ先
追加 26 ★	私立学校の消毒費用 補助金	②	<p>新型コロナウイルスの感染者が確認された市内の私立学校の施設において、除染消毒を専門業者に委託した場合に、その経費の一部を補助します。</p> <p>▼補助対象経費＝市内の私立学校の施設及び設備の消毒委託に要する経費（専門業者の実施以外は対象となりません）</p> <p>▼補助額＝補助対象経費の1/2</p> <p>※ 消毒1回につき50万円を上限とします。</p> <p>▼申請方法＝申請書と委託費用の領収書の写しを提出してください。</p>	<p>教育総務課 電話 20-3106 FAX 20-3032</p>